

日高町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 7,953	千円 4,017,952	千円 295,611	千円 672,644	% 16.7	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

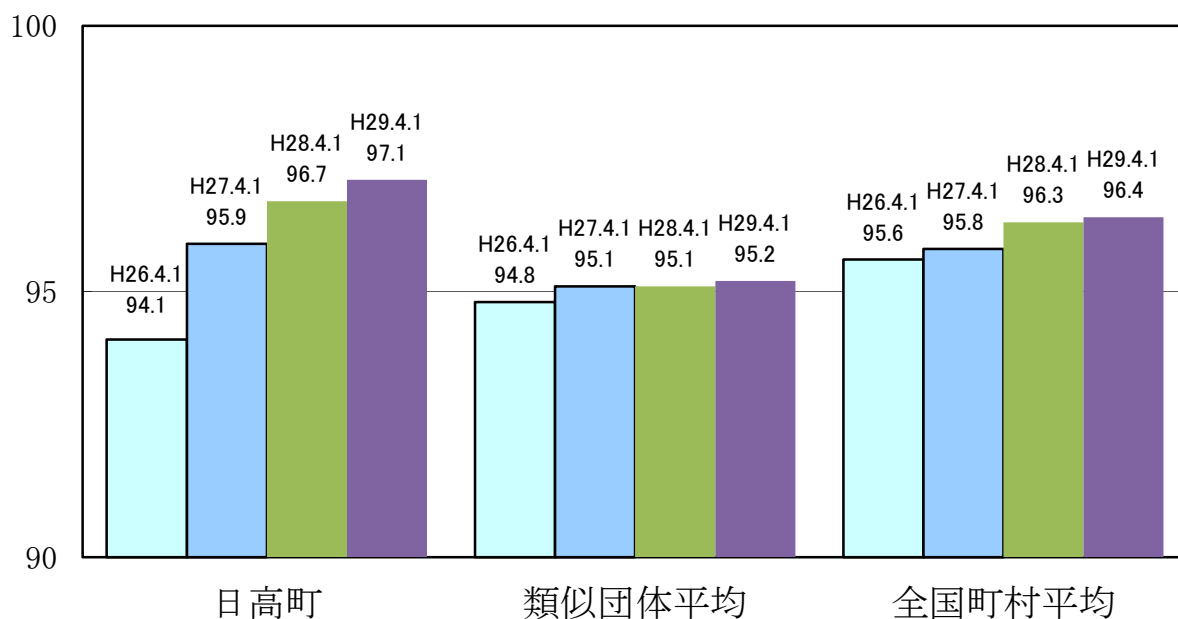
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 73	千円 282,569	千円 26,267	千円 109,248	千円 418,084	千円 5,727	千円 5,627

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

高卒の経験年数20~25年の階層及び経験年数30~35年の階層において、前年度よりそのまま経験年数が増えたことによる平均給料月額の増により、3年前に比べ1ポイント以上上昇している。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層(1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸)については、引下げなし。高齢層(3級以上の級の高位号俸)については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日高町	43.1 歳	320,041 円	345,529 円	337,498 円
和歌山県	43.6 歳	331,927 円	410,367 円	371,964 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.9 歳	301,565 円	346,550 円	327,588 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
日高町 (調理士)	55.1 歳	2 人	306,700 円	324,604 円	309,950 円	調理士(男女)	44.4 歳	231,500 円	1.40
和歌山県	55.8 歳	38 人	332,843 円	360,816 円	352,620 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	— 円	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	50.7 歳	5 人	272,512 円	296,497 円	284,016 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
日高町 (調理士)	5,294,695 円	3,081,000 円	1.72

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		日高町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	184,800 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	146,100 円	148,200 円	—
	中学卒	132,600 円	135,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

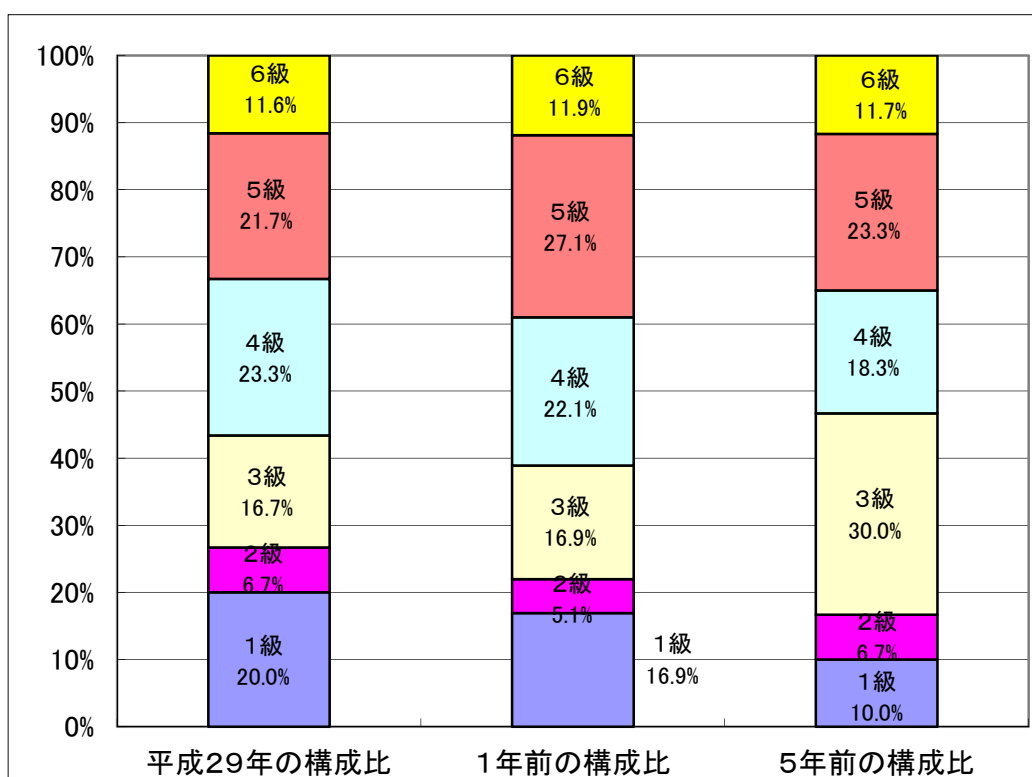
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	233,700 円	328,500 円	381,950 円	385,650 円
	高校卒	196,200 円	— 円	287,600 円	383,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	287,600 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	公室長・参事・課長	7人	11.6%
5級	副課長・主幹	13人	21.7%
4級	課長補佐	14人	23.3%
3級	係長	10人	16.7%
2級	主査	4人	6.7%
1級	主事	12人	20.0%

- (注) 1 日高町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（日高町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日 高 町	和 歌 山 県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,497 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,645 千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(日高町)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

日 高 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 21,071 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 平成11年4月1日より廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	8,620 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	118 千円
支給実績（平成27年度決算）	6,975 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	96 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族である配偶者を有する場合 配偶者 10,000円 第1子以降1人につき 8,000円 ・配偶者がいない場合 第1子 10,000円 第2子以降1人につき 8,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合 第1子以降1人につき 8,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき 5,000円 	同	—	10,271 千円	250,512 円
通勤手当	交通機関利用者に運賃相当額を支給。 交通用具使用者には、片道2km以上である時、1kmにつき500円とし、その金額が6,500円を超えるときは、その額と6,500円との差額の2分の1(その差額の2分の1が2,000円を超えるときは2,000円)を6,500円に加算した額	異		2,112 千円	37,053 円
管理職手当	参事、課長、副課長 20,000円 主幹 12,000円	異	給料の8%～25%	4,567 千円	217,476 円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	675,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長		850,000 円 / 350,000 円	
報 酬	議 長	280,000 円	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	230,000 円	320,000 円 / 175,000 円	
	議 員	210,000 円	300,000 円 / 155,000 円	
期 末 手 当	町 長	(平成28年度支給割合)		
	副 町 長	2.60 月分		
	議 長	(平成28年度支給割合)		
	副 議 長	2.60 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	67万5千円×在職月数×0.433	14,029,200 円	在職中通算、任期毎の選択制
	備 考	55万8千円×在職月数×0.258	6,910,272 円	在職中通算、任期毎の選択制

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

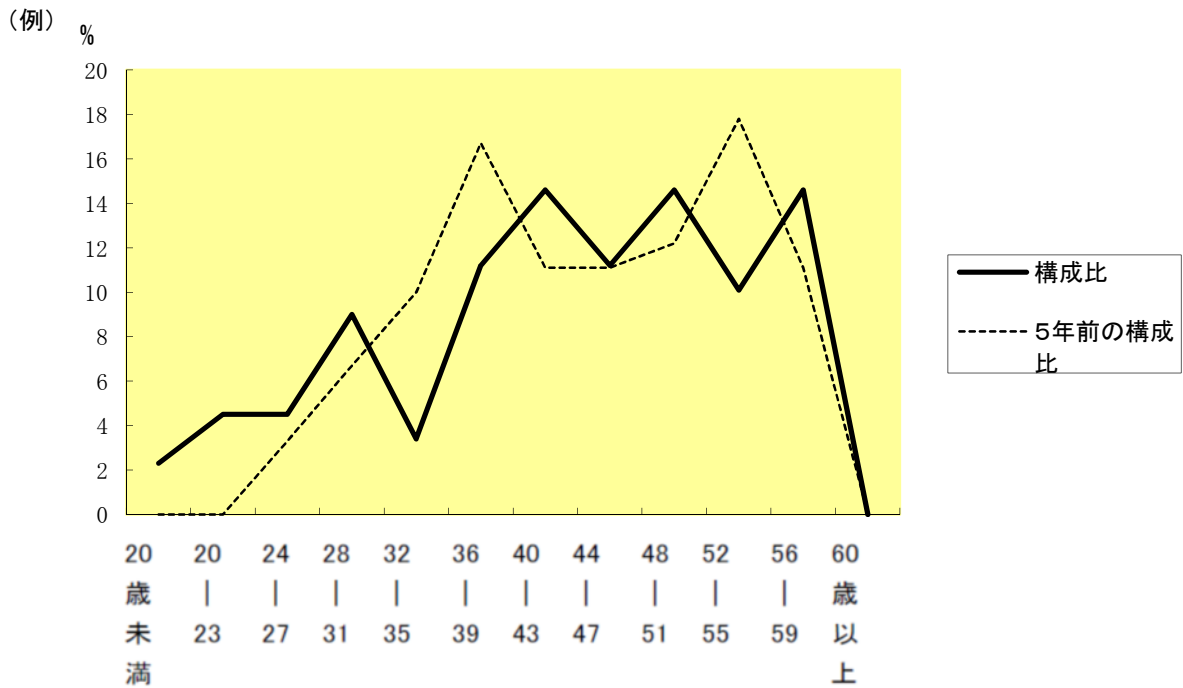
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	
		総務	19	19	0	
		税務	8	8	0	
		民生	20	21	△1	退職不補充
		衛生	2	2	0	
		農林水産	6	5	1	勤務条件の改善のため
		商工	2	2	0	
		土木	5	4	1	勤務条件の改善のため
	計	64	63	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.6 人)	
	教育部門	10	10	0		
	消防部門	0	0	0		
小 計	74	73	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 133.91 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	3	3	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	9	10	△1	和歌山県後期高齢者医療広域連合への派遣終了のため	
	小 計	15	16	△1		
合 計		89	89	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.91 人	
		[105]	[105]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	4人	4人	8人	3人	10人	13人	10人	13人	9人	13人	0人	89人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
一般行政	65	63	63	61	63	64	△1 (△1.5%)
教育	11	12	12	11	10	10	△1 (△9.1%)
普通会計計	76	75	75	72	73	74	△2 (△2.6%)
公営企業等会計計	15	15	16	16	16	15	0 (0.0%)
総合計	91	90	91	88	89	89	△2 (△2.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 248,588	千円 △ 16,069	千円 9,561	% 3.8	% 3.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 2	千円 6,373	千円 1,843	千円 1,345	千円 9,561	千円 4,781

市町村(政令指定都市を除く) 平均一人当たり給与費
千円 6,166

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
日 高 町	33.5 歳	281,775 円	398,371 円
団 体 平 均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日高町	一般行政職
1人当たり平均支給額(28年度) 1,139 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,497 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (—)月分 (—)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

日高町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	制度なし		その他の加算措置	制度なし	
	定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)			定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	21,071 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 平成11年4月1日より廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	221 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	111 千円
支給実績(27年度決算)	265 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	133 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族である配偶者を有する場合 配偶者 10,000円 第1子以降1人につき 8,000円 ・配偶者がいない場合 第1子 10,000円 第2子以降1人につき 8,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合 第1子以降1人につき 8,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき 5,000円 	同	—	390 千円	390,000 円
通勤手当	交通機関利用者に運賃相当額を支給。 交通用具使用者には、片道2km以上である時、1kmにつき500円とし、その金額が6,500円を超えるときは、その額と6,500円との差額の2分の1(その差額の2分の1が2,000円を超えるときは、2,000円)を6,500円に加算した額	異	—	46 千円	22,800 円